

「大阪市営住宅条例施行規則」の改正について（案）

現在、本市の市営住宅入居者募集においては、一般選考のほか、高齢者世帯、障害者世帯、DV被害者世帯（配偶者からの暴力により被害を受けている方を構成員とする世帯）など、特に住宅に困窮すると認められる世帯について、優先選考を実施しています。

今般、DV被害者世帯のうち、女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターから、配偶者からの暴力を理由に保護された旨又は対面により配偶者からの暴力に係る相談をした旨の証明書の交付を受けた者について、優先選考の対象者として追加することとし、大阪市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）の必要な改正を行います。

優先入居対象となるDV被害者世帯の追加

現状及び追加の必要性

本市では、DV被害者世帯について、国土交通省からの「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（以下「国交省通知」という。）により、配偶者からの暴力を受けた被害者（以下「DV被害者」という。）の居住の安定を図り、その自立を支援するため、優先選考の対象とし、規則により規定しています。

今般、国交省通知が令和4年1月25日及び令和6年4月1日に改正され、女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力を理由に保護された旨又は対面により配偶者からの暴力に係る相談をした旨の証明書の交付を受けた者等について、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、優先入居対象への追加を検討要請されました。

また、配偶者からの暴力相談に係る制度所管局である市民局より、市営住宅におけるDV被害者に係る優先選考の対象者を追加するよう依頼がありました。

以上を踏まえ、優先入居を認められるDV被害者世帯を追加するため、規則の一部改正を行います。

＜実施時期＞

令和8年4月1日から実施します。